

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（地域福祉課） 37
○雇用対策法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（人材育成課） 38

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 38
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 38
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 38
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 39
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） 39

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 39

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 40
○特定調達契約に係る入札の公告…………… 40
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 41

道警察方面本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 42

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第71号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第77条」の次に「、第77条の2第1項」を加える。

第33条中「別記第63号様式」を「別記第64号様式」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第77条の2第1項の規定による徴収金の納入に法第78条の2第1項の規定により同項に規定する保護金品又は同条第2項の規定により就労自立給付金を充てる旨の申出は、別記第63号様式の申出書によらなければならない。

別記第58号様式中

就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄	
を	
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄	
最 低 給 付 額	

に改める。

別記第63号様式中

「生活保護法第78条の2第1項及び第2項の規定による徴収金納入の申出書」を
「生活保護法第78条の2第1項及び第2項の規定による徴収金納入の申出書 に改め、「及
（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）」

び第3項」を削り、同様式を別記第64号様式とし、別記第62号様式の次に次の1様式を加える。

別記第63号様式（第33条関係）

生活保護法第78条の2第1項及び第2項の規定による徴収金納入の申出書
（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

申出者 住所

氏名

㊞

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金の納入に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から納入するものとします。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則別記第63号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の生活保護法施行細則別記第64号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

雇用対策法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成30年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第72号

雇用対策法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
(北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部改正)

第1条 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則(昭和38年北海道規則第142号)の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第2条第6号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。
(北海道職業訓練手当支給規則の一部改正)

第2条 北海道職業訓練手当支給規則(昭和41年北海道規則第107号)の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、「昭和41年法律第132号」の次に「。第9条において「法」という。」を加える。

第3条第1項第6号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、「昭和41年労働省令第23号」の次に「。以下この条において「施行規則」という。」を加え、同項第9号、第13号及び第16号並びに同条第2項中「雇用対策法施行規則」を「施行規則」に改める。

第9条中「雇用対策法」を「法」に改める。
(北海道立高等技術専門学院運営規則の一部改正)

第3条 北海道立高等技術専門学院運営規則(昭和44年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第5号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第750号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成30.11.13	月形土地改良区
同 30.11.14	秩父別土地改良区
同	帯広市土地改良区

北海道告示第751号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所	小樽市新光町494の2、495、496の2、501の5
2 保安林として指定された目的	水源の涵養
3 解 除 の 理 由	道路用地とするため

北海道告示第752号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 幌糠小平停車場線	留萌郡小平町字岐富85番11地先から	平成30.11.27
北海道留萌振興局	同郡小平町字岐富17番6地先まで	
留萌建設管理部		
道道 函館南茅部線	函館市日吉町2丁目16番198地先から	平成30.11.27
北海道渡島総合振興局	同市滝沢町3番2地先まで	
函館建設管理部		

北海道告示第753号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成30年11月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 報徳二の沢川（Ⅱ－44－0100） 2 土砂災害警戒区域の表示 中川郡美深町字報徳（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第754号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成30年11月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項いぶり噴火湾漁業協同組合の事項を次のように改める。 いぶり噴火湾漁業協同組合 平成15. 4. 1 いぶり噴火湾漁業協同組合	4 落札金額 584,226円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年10月19日付け北海道後志総合振興局告示第14号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道オホーツク総合振興局告示第175号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年11月27日 北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) トラクター 1台 (2) テッダー 1台 (3) レーキ 1台 (4) ラッピングマシーン 1台 (5) ミニホイールローダー 1台 2 落札を決定した日 平成30年11月9日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)から(4)まで ア 氏 名 エム・エス・ケー農業機械株式会社 イ 住 所 恵庭市戸磯193番地8 (2) 1の(5) ア 氏 名 北海道運搬機株式会社 イ 住 所 札幌市西区発寒16条13丁目7番11号 4 落札金額 (1) 9,925,200円 (2) 1,321,920円 (3) 1,533,600円 (4) 1,883,520円 (5) 4,255,200円
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道後志総合振興局告示第16号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年11月27日 北海道後志総合振興局長 勝 木 雅 嗣 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 127台 2 落札を決定した日 平成30年11月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日通商事株式会社 (2) 住 所 東京都港区海岸1丁目14番22号	

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年10月16日付け北海道オホーツク総合振興局告示第157号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規程に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁胆振教育局告示第33号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年11月27日 北海道教育庁胆振教育局長 佐 野 秀 樹 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成30年11月27日に一般競争入札の公告を行う次の契約 胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約 (2) 資 格 胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格 (以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。 (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可	
4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成30年11月27日（火）から同年12月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 6 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 (3) 電 話 番 号 0143-24-9605 北海道教育庁胆振教育局告示第34号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年11月27日 北海道教育庁胆振教育局長 佐 野 秀 樹	

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

胆振管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 22校 合計1,725kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 22校 合計3,621,700kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁胆振教育局告示第33号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成31年1月21日（月）午前10時30分（送付による場合は、同月18日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

イ 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

ウ 電話番号 0143-24-9605

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Iburi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,725 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,621,700 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., January 21, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 18, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido, 051-8558, Japan

Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁上川教育局告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年11月27日

北海道教育庁上川教育局長 中 島 康 則

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

A 重油（愛別地域） 33,000リットル

2 落札者を決定した日

平成30年9月21日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 茂田石油株式会社

- (2) 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号
- 4 落札金額
76円20銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年8月3日付け北海道教育庁上川教育局告示第41号
- 7 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察釧路方面本部告示第161号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年11月27日

北海道警察釧路方面本部長 松 谷 輝 矢

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成30年11月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 三菱電機クレジット株式会社
- (2) 住 所 東京都品川区大崎1丁目6番3号
- 4 落札金額
403,218円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成30年9月21日付け北海道警察釧路方面本部告示第117号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課
- (2) 所在地 釧路市黒金町10丁目5番地1
-